

和泉市市街化調整区域における地区計画の運用基準改正に係る パブリックコメント実施について

対 象 : 和泉市市街化調整区域における地区計画の運用基準（案）

実施期間 : 平成 29 年 2 月 1 日（水）～平成 29 年 2 月 28 日（火）

周知方法 : 広報いずみ 2 月号、市ホームページへ掲載

市街化調整区域における地区計画制度とは :

『市街化を抑制すべき区域』という市街化調整区域の基本理念を堅持しつつ、市街化調整区域固有の資源や既存ストックを活かした土地利用を図り、その魅力を最大限に引き出すため、本市では、地区計画の対象となる地域を「既存集落地域」、「幹線道路沿道地域」、「市街化区域隣接地域」の 3 つの類型を設定し、地区施設、建築物等のほか、景観形成に関する方針を定め、地域の特性に応じた良好な地域づくりを誘導します。

変更の趣旨・目的及び考え方 :

第 2 次和泉市都市計画マスタープランに即し、少子高齢化や生産年齢人口の流出等諸課題に対応するため、土地利用のポテンシャルが高い主要な幹線道路沿道については、産業系土地利用の誘導を図り、雇用創出に努めるとともに、既存集落については、集落機能の維持のためコミュニティ機能の向上や人口維持が図れるように整理しました。

意見提出者 : 「和泉市パブリックコメント手続実施要綱」より

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 本市の区域内に存する学校に在学する者
- (4) 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (5) 本市に対して納税義務を有するもの
- (6) 対象となる事案に利害関係を有すると認められるもの

閲覧場所 :

市政情報コーナー、和泉図書館、シティプラザ図書館、にじのとしょかん、北部リージョンセンター図書室、南部リージョンセンター図書室、都市政策課、市ホームページ

配架資料：

- ・和泉市市街化調整区域における地区計画の運用基準（案）
- ・意見等提出様式

意見提出方法：

- ・直接持参（都市政策課あて）
- ・郵送（都市政策課あて）
- ・ファックス（0725-45-9352：代表）
- ・Eメール（public-cyochiku@city.osaka-izumi.lg.jp：特別メールアドレス）